

全産連発第 28 号  
令和 2 年 5 月 25 日

正会員 事務局長 各位



産業廃棄物処理業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン  
(第 1 版) について

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

このたび、当連合会では、「産業廃棄物処理業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (第 1 版)」を添付のとおり取りまとめました。各正会員におかれましては、傘下会員等に周知くださいますよう、お願い申し上げます。

記

1. 本ガイドラインの趣旨

令和 2 年 5 月 4 日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、まん延防止策の一つとして、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5 月 4 日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進める」こととされました。本ガイドラインは、このことを受け、産業廃棄物処理業界における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものです。

事業者は、本ガイドラインの対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された内容を参考として、個々の事業形態等に応じた新型コロナウイルスの感染予防策を樹立して取り組むことにより、社会基盤としての役割を継続的に果たすことがのぞまれます。

2. 本ガイドラインの構成

講じるべき具体的な対策について、全ての事業者に通ずる事項に加えて、感染性廃棄物を取り扱う事業者に特化した事項 を記載しました。

その中において、軽症者等が宿泊療養している施設から排出される廃棄物は、感染性廃棄物としての処理が義務付けられるわけではないものの、廃棄物処理業者の従業員において感染予防対策が適切に講じられる必要があることから、軽症者等が宿泊療養している施設から排出される廃棄物を取り扱う場合についても記載しました。

以上